

しおや聖苑火葬炉操作盤更新工事

仕 様 書

塩 谷 広 域 行 政 組 合

第1章 一般仕様書

第1節 総 則

1 工事の目的

本工事は、塩谷広域行政組合（以下「組合」という。）が計画するしおや聖苑における「しおや聖苑火葬炉操作盤更新工事」に関し、本仕様書に基づき、忠実かつ誠実に履行し、完成することを目的に行うものである。

2 工事概要

工 事 名：しおや聖苑火葬炉操作盤更新工事

工事箇所：栃木県矢板市乙畑 1806 番地 3 しおや聖苑

工事期間：契約日から令和8年10月30日（金）まで

3 施 工

(1) 本工事の施工時期については、組合職員と協議の上、決定するものとする。ただし、設置及び試験調整については、令和8年9月30日までに完了させるものとする。

(2) 既存設備を稼働しながら工事を行うことから設備の配置、工事手順等を十分考慮すること。工事内容については、別添設計書のとおりとするが、現状の設備との互換性を確認すること。

なお、工事期間中は火葬炉が常時3炉稼働可能となるような工程とし、現況建物の各設備への影響や既設火葬炉の稼働に影響が出ることがないようにすること。

(3) 本工事の施工に伴い、開苑日に火葬炉の稼働を停止する必要がある場合には、1炉ごとに停止するものとし、その日数については1炉ごとに7日程度とする。

なお、開苑日とは、友引の日を除いた日とする。

(4) 工事に伴う騒音については、最小限に留め、来苑者の妨げにならないように施工するものとする。

(5) 設置及び試験調整が完了した際には、ただちに本組合職員の立会確認を受けるものとする。

なお、試験調整については、各操作盤の施工完了ごとに実施すること。

第2節 一般事項

1 適用範囲

別添設計書のとおり

2 受注者の責務

受注者は、組合と十分な協議を行い、工事の目的を十分に理解し、施工しなければならない。

3 関係法令の遵守

工事の施工に当たり、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）」、「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年3月火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策検討会）」及び関係法令等を遵守するものとする。

4 秘密の保持等

- (1) 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密又は個人情報を漏らし
てはならない。
- (2) 受注者は、発注者の承諾なく、この契約の履行を行う上で得られた設計
図書等（工事を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複
写させ又は譲渡してはならない。

5 提出書類

受注者は、工事の着工及び完了に当たって、下記の書類を提出しなければ
ならない。

- (1) 着工時
 - ① 着工届
 - ② 工程表（計画）
 - ③ 現場代理人届及び配置技術者届
- (2) 完了時
 - ① 完了届
 - ② 引渡し通知書
 - ③ 報告書（4部）
 - ・ 工事概要
 - ・ 現場代理人届及び配置技術者届（写）
 - ・ 実施工程表（実績）

- ・ 使用材料確認書
 - ・ 試運転報告書
 - ・ 工事写真
 - ・ 竣工図
- ④ 竣工図（電子化図面：PDF 形式）
 - ⑤ 検査成績書
 - ⑥ 取扱説明書
 - ⑦ その他必要な書類

6 現場代理人及び主任技術者

- (1) 受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め発注者に通知するものとし、変更したときも同様とする。
- (2) 法令により業務を行う技術者の資格が定められている場合は、当該資格を有する技術者が業務を行わなければならない。
- (3) 現場代理人及び主任技術者は、これを兼ねることができる。
- (4) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、業務を総合的に把握し調整を行う者で、必要な知識と経験を有する者とする。
- (5) 主任技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有し、業務の実施に関して技術上の管理をつかさどる者で、適切な資格、経験、技術力等を有する者とし、資格、経験等を証明する資料を提出すること。

7 工程の変更

受注者は、本工事の施工上、工程に変更が生ずると予測される場合、直ちに工程表の変更届を提出し、承認を受けなければならない。

8 検査

受注者は、工事の完了後 14 日以内に成果品の検査を受けなければならない。検査時点で受注者の責めに帰すべき理由により修補が必要な箇所が指摘された場合は、受注者は速やかに補修等の措置を行うものとし、これに要した費用は受注者の負担とする。

なお、完成検査は履行期間内に実施するものとし、修補があった場合についても、履行期間内に完了することとする。

9 疑義の解釈

工事の施工に当たり、仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又は仕様書に定めのない事項については、組合と協議の上、工事の施工に支障のないように努めなければならない。

10 支払条件

本工事はゼロ債務負担行為事業であり、工事請負契約による令和7年度中の前金払及び部分払の請求はできないものとする。

第2章 特記仕様書

- 1 火葬炉設備の運転制御は、炉ごとの分散制御方式とし、設備の運転制御及びプロセス監視に必要な計装機器、表示器及び警報装置を設置すること。
- 2 操作盤についてはタッチパネル式とすること。
- 3 設備設計にあたっては、事前に調査を行い、機器等の使用環境、保守・管理の容易性、操作性及び省力化を考慮するものとする。
- 4 自動制御機器については、原則として手動操作が可能であること。また、手動の切り替えは、操作盤で容易に行えること。
- 5 柩を主燃焼炉内に収納し、断熱扉を閉じない限り、原則として炉運転を実行しないシステムとするなど安全運転に配慮したインターロックを設けること。
また、保守点検等に際しては、各機器のインターロックが操作盤で解除できること。
- 6 停電時には、非常用発電設備からの電力供給を受け、火葬を継続できるシステムとすること。
- 7 検出部、指示計、調節計等の機器は、極力汎用品の中から選択すること。
- 8 操作盤は自立防塵型とする。
- 9 その他
 - (1) 既存物撤去材は場外処分とし、関係法令に基づき適正に処分するとともに後日マニフェストを提出すること。
 - (2) 構造及び部品詳細等不明点がある場合は、現場調査の旨を組合に申入れ、承認後実施すること。
 - (3) 施工は、契約後に設計図、全体工程表及び詳細実施工程表を提出し、承諾を得て施工すること。
 - (4) 施工完了後は、受注者により試運転を行い、設備が正常に機能することを確認すること。
また、受注者は施工完了後の火葬に立ち会うとともに、施設に配置される火葬業務従事職員に対し、操作盤の操作方法、管理及び取扱い、緊急時の対応などについて運転指導を行うこと。
なお、運転指導に必要な人件費等は、受注者の負担とする。
 - (5) 工事前材料検査及び工事後完了検査を実施するので立会うものとする。
 - (6) 使用資機材については、既存物と同等以上のものを組合の承認を得た上で使用すること。

- (7) 施工前には保護養生を行うと共に、施工後は清掃を行うこと。
- (8) 工事完了後、「施工前・施工中・完成」の施工写真を提出すること。